

三重県道路交通法施行細則の一部改正(案)に関する意見募集の概要

(本改正案については検討途中であり、今後変更する場合があります。)

1 改正に至る経緯

全国交通事故死者数が減少傾向で推移する中、平成26年中、県内では交通事故死者数が大幅に増加しており、依然として厳しい交通情勢であります。

また、自転車が関与する交通事故を防止するため、本年6月1日に自転車運転者講習制度が導入され、自転車に関する交通ルールの関心が高まっているところであります。

このような中、自転車を含む車両の交通事故を防止するためには、今後一層、交通安全意識の高揚を図る必要があります、そのためには視認だけでなく、車両の走行音や警音器の音など、音や声により周囲の状況を的確に把握して、道路の状況に応じた安全な運転を図っていく必要があります。

運転者の遵守事項を定めている道路交通法第71条第6号では、同法第1号から第5号の5までに掲げるもののほか、都道府県の道路又は交通の状況から、都道府県公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要と認められる事項について、定めることができるとしております。

よって、今回、三重県道路交通法施行細則の一部改正を行い、自転車を含む車両運転者を対象に、

○ イヤホーン等の使用により安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞こえない状態で車両を運転する行為を禁止する規定
を設けて、本県での道路における危険を防止し、交通の安全を図ろうとするものである。

2 改正の要点

三重県道路交通法施行細則第16条に次の1号を追加する。

大音量で、イヤホーン、ヘッドホンその他の器具を使用して音楽を聴くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。
ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者がイヤホーン等を使用して当該目的のための指令を受信する場合は、この限りでない。

(罰則5万円以下の罰金：道交法第120条第1項第9号)